



チェックシート

申請者は、1. から順に、当てはまる項目に○をつけ、対象となるか確認してください。黒い網掛け部分に○があると申請できません。

記入して提出
してください。

1. 浄化槽のある建物の種類に○をする	A 専用住宅	B 店舗や作業所等を併設する住宅 (住宅の面積が全体の1/2以上) ⇒申請書に面積を記入してください	C 店舗や作業所等を併設する住宅 (住宅の面積が全体の1/2未満)	D 住宅ではない
2. その住宅の実際の用途に○をする	A おもに自分や家族の居住のために使用している		B 賃貸用、寮、社宅など、おもに事業のために使用している。	
3. 今年度の、静岡県生活科学検査センターによる浄化槽法定検査結果書(11条検査)の総合判定は、「イ. 適正」でしたか?			「イ. 適正」だった ⇒4へ	「イ. 適正」ではなかった ⇒3の2へ
3の2. 「イ. 適正」ではない場合、所見及び留意事項で、「清掃を実施してください。」、「保守点検を実施してください。」や「対処してください。」と記された事項がありましたか?			はい ⇒3の3へ	いいえ ⇒4へ
3の3. 「清掃を実施してください。」があれば、受検後に清掃をしましたか? 「保守点検を実施してください。」があれば、受検後に保守点検をしましたか? 「対処してください。」と記された事項があれば、対処して改善しましたか? ※「水質検査においてBOD値が望ましい範囲を超えています。」を除きます。			はい	いいえ
4. 市県民税、固定資産税、国保税などの市町村税を、納税通知書に記載された法定納期限までに納付していますか?			はい	いいえ
5. 今使っている浄化槽を設置したのは、平成22(2010)年4月1日より前ですか?			はい ⇒6へ	いいえ ⇒5-2へ
5の2. その浄化槽を使い始めるときに、市が主催する「浄化槽設置者説明会」に参加しましたか? ※説明会にまだ参加していない方は、生活排水対策課(電話: 67-2850)へお申し込みください。			はい	いいえ
6. 法定検査(11条検査)の検査料金の支払方法(口座振替以外の場合は、領収書等のコピーを下の枠に貼り付けてください。)		口座から引き落とし	コンビニなどで納付払い	検査時に現金払い

【法定検査(11条検査)料金の領収書(コピー)貼付欄】

「静岡県生活科学検査センター」の検査料金を支払った領収書のコピーを、のりなどでここに貼ってください。
口座から引き落としの場合は、貼り付けは不要です。
原本を添付されても返却しておりません。

領収書を紛失した場合は、下記の口に「レ点」(☒)をつけてください。

☐ 領収書を紛失しました

※「清掃」や「保守点検」の領収書や記録を貼り付けしないでください!

☐ 浄化槽の所在地が、公共下水道計画区域の場合、下水道が整備されてから1年経過すると本補助金が終了となります。
詳しくは富士市ウェブサイトをご覧ください。

富士市 ウェブサイト
浄化槽維持管理費補助金

